

令和7年12月定例会 産業労働企業委員会（追加提出議案）の概要

日時 令和7年12月18日（木） 開会 午後 1時44分
閉会 午後 2時 1分

場所 第5委員会室

出席委員 松井弘委員長
渡辺聡一郎副委員長
渋谷真実子委員、永瀬秀樹委員、荒木裕介委員、岡地優委員、鈴木正人委員、
小森克己委員、田並尚明委員、小早川一博委員、平松大佑委員

欠席委員 なし

説明者 野尻一敏産業労働部長、萩原啓産業労働部雇用労働局長、
神野真邦産業労働部産業政策局長、
浪江美穂産業労働部地域経済・観光局長、
内田貴之産業労働政策課長、小沢きよみ商業・サービス産業支援課長、
島田徹産業支援課長

久保佳代子労働委員会事務局長、
加藤和美労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第175号	令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）のうち 産業労働部関係	原案可決

2 請願
なし

【付託議案に対する質疑】

渋谷委員

- 1 今回の特別高圧電力を使用する中小企業等に対する支援という中で、今年の6月定例会の委員会質疑において、特別高圧を受電・使用している中小企業、工場は16者、工業団地は2か所、オフィスのテナントは15者、商業施設内のテナントは850者の想定との回答があったが、今回の申請に該当する事業者数は何者なのか。
- 2 前は個別にメール等で案内などをしたかと思うが、それでも未申請であった事業者は何者あったのか。
- 3 今回は約3億2,000万円の補正額だが、適切に見積もられているのか。
- 4 支援はできるだけ早く中小企業に届けるべきだと考えるが、支援の実施スケジュールはどのようになっているのか。

産業支援課長

- 1 特別高圧電力を受電する工場や工業団地、大規模商業施設やオフィスビルに入居するテナントの中小企業者を対象とするものである。こちらについての積算は、過去の実績から、今回は支援対象数として、工場、工業団地は16者、2団地、オフィスのテナントについては19者、そして商業施設内のテナントは830者と推計をしているところである。
- 2 令和7年6月補正分は申請期間中であるため、令和7年2月補正分に対して交付決定をした件数ということでお答えする。まず、工場、工業団地、オフィスビルについては、積算の件数どおり、16工場、2工業団地、15のオフィステナントからの申請があった。続いて、商業テナントについては、同じく令和7年2月補正分としては、850件の積算に対して629件の交付決定をしたところである。
- 3 こちらの補助金は、金額で打ち切るようなものではなく、基本的には対象になる方に行き渡るように積算をしている補助金である。そうした観点の中で、令和5年度又は令和6年度の申請実績に基づき、工場等の電気使用実績やオフィスの面積等に基づいて積算をしているので、適切に積算していると認識している。
- 4 今回、12月定例会で議決いただいたら、先ほど申し上げたとおり、6月補正分の受付をしているところであるが、そちらの申請システムの改修等を行い、2月下旬頃から申請の受付をできるように準備を進めてまいりたいと考えている。

小早川委員

これまでも同様の支援策が行われているところであるが、中小企業を含めて特に少人数で経営している企業に対して、どのような負担軽減策、また、周知の工夫が行われてきたのか、また、今回の補正で行われるのかについて伺う。

産業支援課長

まず、負担軽減策として、こちらの特別高圧は何度か行っているものであるの、なるべく重複する書類は簡略化を図るように行っているところである。そのため、例えば、既に交付決定を受けたことがある事業者に対しては、過去の交付決定通知書の写しを提出していただくことにより、内容に変更がない限りにおいては申請書類の一部省略を認めることとしている。例えば、会社の履歴事項全部証明書や、商業施設の入居状況が分かる賃貸借契約の写し、また、預金通帳の写しなどを省略可能となるように軽減しているところである。また、周知方法について、こちらの補助金の周知については、これまで、この補助金の交付を受けた方に対して直接メールや郵送等により周知を行っている。あわせて、県のホームページでの広報や、市町村商工団体、経済団体への周知依頼を行う予定になっている。また、電気事業者に依頼して、特別高圧電力を契約している方へチラシのデータを配布いただく、あとは、大規模商業施設やオフィスの設備管理事業者の協力を得て、各テナントへの周知をお願いして、仮に新規で対象になった方にも情報が届くように、広報を行ってまいりたいと考えている。

荒木委員

今回の補助対象である工場や工業団地、また、大型商業施設、オフィスビルについての月単位の単価が、3月だけ少し減っているが、これは1月、2月は恐らく暖房など、空調の金額が春から3月に向かって緩やかになるという意味で、その違いがあるのかということ、それ以外に何か理由があるのかどうかについて、その金額差の理由を伺う。

産業支援課長

こちらの単価の設定については、基本的には国で行っている総合経済対策の高圧の単価に基づいて同額を設定している。そのため、国の高圧の単価が1月、2月が2.3円で、3月が0.8円となっているものと合わせており、この形は、これまでの補正も同様の単価を用いているところである。

荒木委員

国は、どのように設定していると認識しているのか。

産業支援課長

直接、国にも電話で確認したところであるが、基本的には、国はこの3か月間で、特にイメージをしているのは、高圧というよりも低圧を使っている一般家庭が、この3か月間で大体これくらいの金額を負担軽減したいという前提がある中で、特に電気使用料の負担の大きい、家庭にとって負担の大きい1月、2月を重点化して、そこを設定していると聞いている。そのため、低圧と高圧も同じような考え方で設定されていると伺っている。

荒木委員

国において、1月、2月の電気代の負担が大きくなっている理由は何だと県は認識しているのか。先ほど申した暖房や、特に寒い時期にそういったものを使うということはあるのだろうか。

産業支援課長

国において想定しているのは、やはり一般家庭なので、暖房等では1月、2月がピークになるということで、そこに手厚く設定をしているものと考えている。それに高圧も做っているので、その考え方が生きていと認識している。

平松委員

渋谷委員への答弁の中で、特別高圧を使用している見込みのところ、商業施設のテナントが830ということで話があった。その後、6月補正のときの数字で、こちらが850で、実際の申請が629だったと。ほかの、例えば、工場、工業団地、あるいはオフィスの方でいけば、算定根拠どおりの数字が申請されていて、ここで、商業テナントでいくと629ということで、221のかい離があるというところであるが、どういう理由なのか伺う。

商業・サービス産業支援課長

商業施設のテナントは、よく目にすると思うが、数か月で閉店だったり新規出店になったりと、非常に出入りが激しい。一方で、例えば、工場や工業団地が数か月ですぐにできたり畳んだりということは、なかなかないという差があると思っている。そのため、商業施設の出入りの方が大きいので、なかなか店舗数を見積もるところも難しい状況にはある。一方で、我々は、いざその申請期間になったときに足りなくならないようにというところを一部見込んで、積算しているというところである。

【付託議案に対する討論】

なし